

特 252

258

產業組合
中央會
東京支會報

第二十號

始



第二十號 目次

勅語

久美愛春秋……………梅原寅之助…一
 新年度に直面して……………橋本生…四

◎ 雜 報

大會決議事項の陳情……………九
 聯合會總代會開催……………一四
 聯合會長記念品贈呈經過報告……………一九
 組合旗價格一部改正……………二二

◎ 支 會 記 事

天機奉伺……………二四
 産業組合役職員協議會概況……………二五
 産業組合實務講習會概況……………三〇
 産業組合理事者養成講習會概況……………三二
 會員の加入……………三三

特 252
 258

諒闇中年賀缺禮仕候

昭和二年一月

東京府産業組合係
 農林主事 梅原寅之助
 同 上田 知精
 屬 栗原 一
 農林主事補 片岡 成
 同 中西 宗次郎
 同 吉田 豊文
 同 小林 利作
 同 田口 管次郎
 同 小池 和七
 同 小峯 利平
 同 片桐 敏太郎
 同 城島 恒雄

諒闇中年頭の賀詞缺禮仕候

昭和二年一月

産業組合中央會東京支會
 會長 長平 塚廣義
 副會長 菊池 愼三
 專務理事 矢野 恕
 理事 梅原寅之助
 主事 橋本 律二
 主事補 佐藤 隆治
 同 澁谷 良作
 同 森 正三
 同 西村 憲太郎

○帳簿及傳票實費配布

本會は舊帳或る印刷所と特約し組合の諸帳簿及傳票を實費配布する事とし各組合に對し之が申込方照會せしに幸ひ多數組合の申込を得既に夫々發送済の處今般更に今後の申込者に對しても曩に發表の價格を以て配布する事に協定致しましたから未だ申込なき組合にして必要の向は此の際速に申込れたし追て申込の際は同時に代金を送附せられたし、尙代金送附には可成本會振替口座を利用せられたし
(本會振替口座東京五〇八九八番)

産業組合各種帳簿並ニ傳票代實費

帳簿	種別		背文字押捺料荷造並ニ送料一切ヲ含ム
	市内	市外	
二百頁	二、一〇〇	二、三〇〇	背文字押捺料荷造並ニ送料一切ヲ含ム
四百頁	三、一〇〇	三、四〇〇	

傳票	正味百枚綴各十冊ニ對スル實費		送料
	入金	出金	
振替	八〇〇	八〇〇	十冊十八錢、廿冊廿四錢 五十冊四十二錢、百冊八十四錢

勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントトテ幾庶フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラムコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖

リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコトヲ是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

久美愛春秋

(其六)

梅原寅之助

一七 法制よりも運用

最近市街地信用組合をば産業組合より切離して單行法制定の意見あるやうに仄聞す。人各、其の見る所を異にするが故に、余輩敢て之を云爲せざるも刻下の問題は法よりも人にあり、形よりも實にあり。現行法に於ける市街地信用組合の規定は僅々數ヶ條に過ぎずと雖も完璧にして殆んど間然する所なかるべく、若し不備の點ありとすれば、其の點を改正するを以て足るべく、徒に類似單行法を頻發して民衆を取捨撰擇に迷はしむるが如きは、全く無益の業にあらずや。左なきだに近時類似法律頻々として發令せられ屋上屋を架するの弊に堪へざらんとし、法制一元論の力説せらるるの今日慎重考慮する所なかるべからず。吾人は住宅組合の建築組合に優越せる點あるを知らざるが、此種の事例は他に幾多あるも略し置かん。要は人を得ずんば幾度び法規を改正するも、將又如何なる新法律を發布せらるゝも畢竟持腐りに終らんのみ。吾人が法制よりも運用にありと絶叫する所以のもの亦徒爾ならざるを信せずんばあらず。

一八 善因善果惡因惡果

適地を選定して善種を播き肥培耕耘を懇にして諸害を除かんか、期して美花良實を獲ること必然にして組合事業亦然り。乃ち準備行爲を十分に於て和衷協同最も眞面目に熱心に根氣克く至誠以て漸進

的に勇往せんか、其の發達期して待つべきのみ。若し斯くしても發達せざるものあらば、必ずや叙上の中何れかに缺陷あるを發見せざるを得ざるなり。

一九 旭天の荏原組合

府下組合の代表は荏原郡にあり其の實力に於て二市七郡三嶋嶼の夫れと相匹敵す。故加納子爵の遺業たる入新井組合は岩井氏其他の現役員に依て遺憾なく繼承せられ、貯金の如き百三十萬圓を突破し府下隨一たるは勿論、貸付の方法亦宜しきに適ひ、基礎の鞏固なること盤石の如し。

品川組合近年の創設にかゝると雖騎虎の勢を以て猛進し、貯金百拾萬圓の多額に上り入新井組合に次ぐの好成績を示し、大崎組合の貯金亦百萬圓に垂んとし、蒲田組合、池上組合其他の新興組合相競ふて隆々たる活勢を帯び、前途益々多望なるを想はしむ、眞に人意を強ふるものと謂つべし。

二〇 知りて行ふ人格者にあり

組合精神を知りて行はざる人あり、知らずして行ふ人あり、長年關與して會得せざる人あり、短期間從事して通曉する人あり、責任感の深かき人あり、否らずして厚顔無智の人あり。世は千差萬別なりと雖組合界に欲求する人は、知りて行ふ人格者にあり、斯人さへあらば安全にして成功疑なし。

二一 府民代表に對しても

府下四百五拾萬の代表たる八十名の府議諸氏は組合の改質伸展を力説して産業組合奨励費を満場一致可決せらる。吾人業に組合事務に携はる者更に努力一番以て厚志に報ゆる所なかるべからず。凡そ誠心誠意人事を盡して能はざるもの殆んど稀なり、總て府下三百組合の面目を一新する近きにあ

らんとす、快又快。

二二 嶋嶼組合活勢の兆

大嶋支廳の所在地元村に於て霜月十九日より五日間支會主催産業組合講習會を開設す。講師は梅原佐藤の兩氏にして、各村より集まる會員貳拾餘名、敢て多からずと雖最も眞面目に、最も熱心に聽講し、横嶋支廳長終始激勵して組合中心に大に産業を興し富力を伸ばし、治ねく嶋民の幸福を計り文明の惠澤に浴せしめんことを宣す。

三原山上より四時濛々として白煙を噴出す光景は實に雄大にして山麓三千六百町歩の平野は尙開拓の餘地多く而も豊沃暖地にして動植物の育生に最適し、現人口二萬人に三層倍するの包容力ありと云ふ、蓋し南方一樂土たるを失はず。

◎新年度に直面して

橋 本 生

四

畏くも大行天皇 には七千萬國民が赤心籠めて御平癒の一日も速かならん事を祈り奉りし甲斐もあらせられず遂に客臘二十五日御登遐あらせられ茲に圖らずも諒闇の新年を迎ふる事となつた。本府組合の大部分は曆年に依つて事業年度を定めて居らるゝから組合の年度も亦新しくなる譯である。願れば大正十五年度は極度の不景氣に終始したにも不拘大なる蹉跌もなく漸次發展の狀況を示しつつあるは慶賀に堪えない。組合の經營事務整理等諸般の事項に就きては舊臘各郡市に於て役職員諸君の會合を煩し詳細研究協議し萬全を期せられん事を切望して置いたのであるから重ねて絮説する迄もないが。吾等は客月二十八日今上天皇陛下 より文武百官に下し賜ひたる勅語を拜するに及び組合の任務の益々重きを感じざるを得ない。勿論御聖旨は何れも國民全般の眷々服膺せざるべからざるは申す迄もないが殊に今上陛下には深く現下の思想及經濟狀態を御軫念被遊「輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣旨相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懋ムヘシ」と宣はせられた。此の御聖旨を拜するに及びては組合員の自治自榮の精神と共同相助の行動とに依り各自の産業及經濟の改善を圖ると共に更に進んでは現在の經濟組織の欠陥を補ひ弊害を除き以て國民の最大多數の最大幸福を圖らんとする即ち共存同榮を標語とする産業組合の關係者は深く聖旨を奉體し渾身の努力を以て益々堅實なる組合の發達を企圖し聖旨に報ひ奉る所あらねばならぬと思ふ。茲に新年度に際し組合當面の事項につき聊か希望の一端を申述べて組合關係者諸君の御一考を煩し組合の改質進展の資に供せんとするも亦此の趣旨に外ならぬ。

一、組合是の設定

組合是の設定に就きては大正十四年六月開催の産業組合法發布二十五周年記念大會に於て本府組合は之が記念事業の一として一齊に之を設定する事に決議せられたるを以て本會は直に組合是の標準を定め一般組合の参考に供したる所なりしが乍遺憾一般に實行せらるゝに至らなかつた。本會は重ねて昨秋八王子市に開催の大會に際し既に之を設定し夫々計畫實行に進みつゝある二三組合の組合是を摘録し印刷配布すると共に速に設定方を懇通して置いた。組合是設定の必要は今更度々を要する迄もないのであるから新年度と共に未設定の組合は速に設定せられん事を切望して已まぬ。

二、役員を選任に就て

役員を選任に就きては客年三月開催の府下産業組合役職員協議會に於て「産業組合の改質伸展に關する件との本府提出問題に對する決議事項の第一項に「總て役員には人格高く且つ組合長には徳望高き資産家を、専務理事には經理的手腕家を、監事には權威ある監査的智者を選任する事」との決議を得た。將に斯の通りで何等蛇足を加ふる必要を認めるが更に一步を進め此の適人を選任するに當りても徒らに舊慣に拘泥し一部階級のみより選任する等の事なく苟も人格手腕に於て相當の者あらばあらゆる階級より相當數を選任するは勿論役員中には亦相當數の年少氣鋭の士を加へらるゝ様選任せられたいと思ふ。是決して新規を好むに非ずして今日最も民衆的なるべき組合の經營が兎角一部階級に偏するとか甚しきは假面を被りし脱税組合なりとかの非難を耳にするは畢竟するに組合の機關が一部階級にのみ獨占せらるゝの結果不知不識の間に斯る狀況に陥る組合があるではあるまいか。須く組合は機關たる役員其の者を各階級より選任し相協力し組合の經營に當り斯る非難は速に一掃せねばなら

五

ぬと思ふ。例令斯の如き弊害なき組合と雖も民衆的の機關たる事を誇りとする組合は將來斯くならねば時代の趨勢に添ふ能はずと信する老婆心に外ならぬ。更に又役員に新進氣鋭の士を求むるは決して老人を蔑視するにあらずして一は以て次代の經營者を養成し組合の經營上後顧の憂なからしむると共に一は今日「組合の經營が餘りに平凡化し萬難を排しても漸を追ふて新規事業を經營せんとする熱乏し」と慨嘆するものある時に際し一脈の熱血を注ぎ組合に生氣あるらしめんとするに外ならぬ。希くは役員の改選期にある組合は幸ひ之を實行せられん事を。

三、總會の利用

總會の利用に就きては本會々報第六號に於て希望を申述て置いた。即ち總會は一年一回の組合員の集會であるから型の通り決議事項を議了し只講演を聞かせた丈では遺憾である事情が許すなら總會終了後組合役員と組合員が相寛いて懇談會でも開いて役員は組合の事業に就て充分説明し組合員には又已の希望や抱負を充分吐露せしめる様な機會を與ふる事は出来ないものかと云ふ事を。然るに其の後各組合の總會の實情を見るに之を試らるゝもの甚だ尠きは遺憾である。成る程當初は議論も出様、不平も出様、然しながら組合の經營に當る理事者が組合員の苦情や不平を聞いて經營の資に供する推量があるならば將來組合の經營上資する所が必ず尠くないと思ふ。今日社會の指導者を以て任するの士は須く社會の底部に流るゝ暗流の音に常に注意せなければならぬ。況んや産業組合の如き民衆的機關の經營者に於て然りである。幸ひ來るべき總會から之れを試られん事を重ねて切望すると共に兎に角總會は組合員に對し組合精神を徹底せしむる好機會であるから種々工風を懲し之を利用せられん事に努められたい。

四、剩餘金の處分

本府の組合も晩近漸次内容充實、從て剩餘金の金額も著しき勢を以て増加しつゝある組合も尠くない。勿論組合の成績を剩餘金の多寡のみに依りて率する事の能はぬは申す迄もないが剩餘金の多寡が組合の良否を鑑別する又一種のパロメーターたりとせば此の狀況は誠に慶賀せざるを得ない。然ながら申す迄もなく剩餘金は組合の一年中の努力の結晶であるから之が處分に當りても亦慎重に考慮せらるべきであると思ふが多くの組合の實際を見ると殆ど無頓着に處分せられ辛して組合法や定款の規定に違反せざれば差支ない様に考へて居らるゝは遺憾である。加之殊に資本にのみ厚い處分をせらるゝは時代の進運と機關の性質とに鑑み餘程考究の餘地があると思ふ。大正十四年度の實情を見るも甚だしきは拂込濟出資金の十割以上の剩餘金を悉く積立金と普通配當金とに處分せられ然も積立金は又悉く拂込濟出資金に應じ持分を算定せらるゝ如き組合もないではない。斯の如き組合は稀有とするも此の筆法で二割三割に達する組合は決して尠くない。かゝる状態では組合の經營が營利主義に墮すると云ふ非難を蒙るも無理はない勿論組合が相當の剩餘金を擧げらるゝ事は強ち悪い事ではない然ながら組合の剩餘金は決して資本の力のみで生じたものではなく左記の様な成因に依つて生ずるのであるから剩餘金の處分も亦之等成因に適應する様處分する事に一段の研究を煩したい。

剩餘金の成因

- イ、役員員の努力
- ロ、組合員の協力
- ハ、資本（出資金又は積立金）
- ニ、事業の分量（利用の効果）
- ホ、聯絡機關の援助

- へ、取引先の勉強
- ト、設備の効果
- チ、物價の自然騰貴
- リ、國家の保護
- ヌ、經濟界の變動

即ち以上の様な成因而成立つて居るのであるから此の成因而と法令定款の規程とを對照して適當に處分せられたい。勿論此の成因は個々の組合の實情に依り其の割合が異なるのであるから剰餘金の處分も亦如何なる種目に對し如何なる割合を以て處分すれば適當なりやに至りては容易に一般的の標準は示し難いか要は此の成因と個々の組合の其の年度の事業の實績とを對照せらるれば自ら適當の處分方法が考案せらるゝ事と思ふ。

例へば法定の積立金や設備費の消却の如きものは一定の標準に基き處分せらるべきは勿論であるが其他のものに對しては其の年度の剰餘金が役職員の特別の努力に依つて多額を生じたる場合には此等の賞與金を相當増加するとか、又組合員がよく組合を利用し爲に事業分量の増加せる結果生じたる場合は特別配當金を増加するとか或は又經濟界の變動物價の自然騰貴に依つてより多く生じた場合は又反對の場合に備ふる爲危険準備積立金を増加する等の事は自然と考案せらるゝ事と思ふ。更に又將來の問題としては國家に對する報恩的の施設として剰餘金の一部を組合員の教育費に使用するとか又は一般社會公共的施設に使用するとか云ふ様な事も大に研究の必要があると思ふ。

以上要するに剰餘金の處分を理想的に決定する事は極めて複雑であつて限りある紙面を以て容易に盡す事は出来ないが尠くも前に述べた様な不穩當な處分の方法は速に改善せらるゝと共に漸を追つて合理的に案分する様工風せられん事を希望して已まぬ尠述べたい事も種々あるが紙面が許さぬから稿を改めて申述べる事と仕様う。(終り)

雜報



◎大會決議事項の陳情

垣屋忠次郎

各年十月二日八王子市に於て開催の第二回東京府産業組合大會に於て決議せられたる諸事項に付ては其の後左記の通り陳情書を作成し十一月三日左記實行委員と共に本會橋本主事同道各當局を訪問し之が實現方陳情せり。

實行委員有限責任 日東建築信購組合

理事子爵 白川 資 長

同 東京建築信購利組合

同 理事 西垣 恒 矩

同 永樂信用組合

同 理事 永谷 武右衛門

同 東京信用組合理事

陳情書

東支發第五二號

今般政府ニ於テハ我國金融制度ノ現状及其ノ缺陷ヲ調査シ之カ整備改善ヲ樹立スルノ目的ヲ以テ金融制度調査會ヲ設置セラレ廣ク朝野ノ權威者ヲ委員ニ擧ケ折角調査研究セラル、ハ邦家ノ爲誠ニ慶賀ニ堪エザル次第ニ有之候然ルニ此等調査委員ノ諸氏ハ概ネ銀行關係者カ否ラサレハ一般金融ニ關スル權威者ノミニ局限セラレタルヤノ威有之候申上タル迄モナク信用組合ハ今ヤ全國殆ト各町村ニ

普及シ農村金融ノ樞軸タルハ勿論市街地ニ於テモ
輓近頓ニ發達シ唯一無二ノ庶民金融機關トシテ重
要視セラレ尙將來大ニ之カ改善充實ヲ圖リ以テ本
邦金融制度ノ完璧ヲ期スヘク囑望セラレ居候折柄
産業組合關係者ヨリハ只僅ニ志村中央會頭ノ任命
ヲ見タルニ過キサレハ誠ニ遺憾ノ次第二有之候就
テハ此ノ際信用組合理事及一般産業組合關係者ヨ
リモ尙相當數ノ委員ヲ任命セラル、様特ニ御詮議
相成度右第二回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ
及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

大藏大臣片岡直温殿

記

大會決議抄録

一、金融制度調査會に信用組合理事より相當數の
民間委員を擧げらるゝ様其の筋に建議の件(滿
場一致可決)
東支發第五二號

陳情書

本府ノ産業組合ハ多年當局ノ指導宜シキヲ得タル
ト關係各方面ノ御援助トニ依リ漸次順調ナル發達
ヲ遂ケツ、有之候處東京市中ノ組合ハ不幸大正十
二年ノ大震災火災ニ罹リ其ノ大部分ハ甚大ナル慘害
ヲ蒙リ當時組合ノ前途實ニ暗澹タルモノアリシカ
幸ヒ當局ノ厚キ御援助ニ依リ特ニ低利資金ノ供給
ヲ得テ漸ク復興緒ニ就キツ、アルハ感謝ノ至ニ有
之候然ルニ當時組合ノ前途尙逆睹シ難キモノ有之
シ爲カ此等ノ低利資金カ概ネ定期貸付又ハ最短期
ノ年賦貸付ノ條件ヲ以テ辛フシテ供給セラレタル
故今ヤ期限ノ近ツケルモノニアリテハ償還財源ニ
一方ナラス苦辛ヲ嘗メ居候蓋シ此等諸組合ハ組合
自體ノ大瘡痍未タ全ク癒ヘサルノミナラス組合員
ノ大多數亦等シク罹災者ニシテ而モ引續ク財界ノ
不況ハ愈々各自ノ營業ヲ極度ニ陥ラシメ從テ組合
ノ貸付金賣金掛等大部分固定セルノミナラス尙相
當ノ援助ヲ與ヘテモ組合員ノ復興ヲ促シ徐々ニ之
ヲ回收スルノ方策ヲ講シツ、アルノ窮狀ニ有之候
就テハ右事情御洞察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ曩ニ

震災被害組合ニ供給セラレタル低利資金ニ付相當
償還期限ヲ延長セラレ供給者タル勸業農工兩銀行
ニ對シ個々ノ組合ノ實狀ニ鑑ミ定期貸付金ノ再貸
又ハ年賦貸付ノ年限延長等ノ要望ニ應スル様御指
示ヲ仰キ以テ震災復興ノ實ヲ擧ケシムヘキ様特ニ
御配意相成度右第二回東京府産業組合大會ノ決議
ニ基キ及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

農林大臣町田忠治殿

大藏大臣片岡直温殿

記

大會決議抄録

一、震災に遭遇したる産業組合の現在借入れたる
低利資金に付保護救済方要望の件(滿場一致可
決)
東支發第五二號

陳情書

本府ノ産業組合ハ多年御府ノ施設宜シキヲ得タル

ト關係各方面ノ御援助トニ依リ漸次順調ナル發達
ヲ遂ケツ、有之候處不幸東京市中ノ組合ハ大正十二
年ノ大震災火災ニ罹リ甚大ナル損害ヲ蒙リ當時組合
ノ前途ハ誠ニ憂慮ニ堪エサルモノ有之候シモ幸ヒ
當局ノ厚キ御援助ニ依リ多額ノ低利資金ヲ得テ其
ノ大部分ハ漸ク復興緒ニ就キツ、有之候然リト雖
モ此等諸組合ハ組合自體ノ災害多大ナルト共ニ組
合員ノ大多數亦罹災者ニシテ搗テ、加ヘテ引續ク
財界不況トハ益々組合事業ノ經營ヲ困難ナラシメ
從テ御府ヨリ供給セラタル低利資金ノ償還資金ノ
調達ニ付キテモ尠ナカラス苦慮致シ居ル實情ニ有
之候就テハ事情御洞察ノ上震災被害組合ニ供給セ
ラレタル低利資金ニ對シテハ個々ノ組合ノ實情ニ
鑑ミ此ノ際償還期限ヲ相當延期相成様御配慮相成
度尙勸業農工兩銀行ヲ通シ供給セラレタル低利資
金ニ對シテハ別紙ノ通り關係各省及銀行當局ニ夫
々陳情致シ置キ候ニ付之亦速ニ實現相成様御助力
賜リ度右第二回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ
及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義
東京府知事平塚廣義殿

記

大會決議抄録

一、震災に遭遇したる産業組合の現在借入れたる低利資金に付保護救済方要望の件（満場一致可決）

東支發第五二號

客月二日府下八王子市に於て開催の本會主催第二回東京府産業組合大會に於て左記の件満場一致可決致し候に付可然御配慮相成度右上申候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

農林大臣町田忠治殿

大藏大臣片岡直温殿

記

一、政府に於て産業組合法改正委員會を設置せらるゝ場合には産業組合理事よりも委員を挙げらるゝ様其筋に要望の件（満場一致可決）

二、産業組合に供給せらるべき低利資金は之を全

部産業組合中央金庫に於て取扱ひ得る様其の筋に建議の件（満場一致可決）
東支發第五二號

陳情書

本會大正十六年度新施設事業ニ對スル補助増額ノ件ニ對シテハ曩ニ本年九月二日付ヲ以テ及陳情置キ候處更ニ客月二日八王子市ニ於テ開催ノ第二回東京府産業組合大會ニ於テ左記ノ通り決議致シ候ニ就テハ三多摩郡ニ出張所設置ノ件ハ愈々其ノ緊切ナルヲ被認ルルノミナラス他ノ新施設事業ニ對シテモ之カ實現ニ對シ會員ノ要望切ナルモノ有之候ニ付本會ハ是非共豫定計畫ノ通り實行致シ度候條既ニ夫々御考慮中ノ事トハ存シ候得共何卒前回陳情ノ通り補助増額相成様致シ度此段重ネテ及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

東京府知事平塚廣義殿

記

大會決議抄録

五、産業組合中央會東京支會に對する補助増額の件（可決）

六、一市三多摩郡に於ける産業組合の普及發達を圖る爲適當の場所に支會出張所を設置せられ度件

七、府下産業組合の堅實なる發達を期する爲支會に於て各郡に指導員を配置し之が經費に對しては本府より相當補助せらるゝ様其の筋に要望の件

決議 右六七問を合せ左の通り修正可決

産業組合の堅實なる發達を圖る爲適當の場所に支會出張所を設けられ度きこと

東支發第五二號

陳情書

本府ノ産業組合モ輓近時勢ノ要求ト府民ノ覺醒トニ依リ漸次發展ノ狀況ニハ有之候得共將來一層堅實ナル發達ヲ遂ケ眞ニ中小産者ノ福利増進機關タルノ實績ヲ舉ケシムルニハ普ク府民一般ニ産業組

合ノ使命ト効用トヲ知ラシメ以テ組合ノ運用上過誤ナカラシムルカ最モ肝要ト被存候而シテ之カ方法素ヨリ一ニシテ足ラスト雖モ次代國民ノ中堅タルヘキ青少年ヲシテ組合精神ノ眞髓ヲ知ラシメ以テ其ノ自覺ヲ促シ體テ丁年ニ達シ實社會ニ出ツルモノヨリ漸次組合經營ニ參與セシムルハ將來ノ組合發達上最モ効果多カルヘクト被存候加之、今ヤ我經濟界ノ趨勢ハ共同ノ施設ニ依リ相互ノ福利ヲ増進スヘキ産業組合ノ如キ機關ノ發達ヲ欲求スルコト愈々切ナルモノ有之思想界ノ狀態又相互扶助ト共存同榮トヲ標的トスル組合機能ノ活動ニ期待スルコト尠カラサル狀況ニ有之候折柄次代町村ノ公民タルヘキ青少年ニ對シ之カ趣旨効用ノ一般ヲ知ラシムルハ公民教育上ヨリ見ルモ又最モ適切ナル事項ト被存候條本府青年訓練所授業科目中ニ速ニ産業組合ヲ挿入セシムル様御指示相成度右第二回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ及陳情候也

追て青年訓練所の職員に對する講習會等の施設有之場合若くは訓練所に於て臨時組合に關する講演會等を開催せらるゝ場合は必要に應じ出來

得る限り本會より講師派遣可致候條右御了承の上可御配慮相成度此段申添候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義
東京府知事平塚廣義殿

記

大會決議抄録

一、組合精神を一層作興する適當なる方法如何

満場一致を以て左の通り可決

(1) 組合の實力に伴ひ組合趣旨の普及徹底其他社會的施設の爲に毎年相當の費用を支出するこ

と
(2) 活動寫眞、通俗講演會、講習會等の開催又は簡易印刷物等に依り組合の精神及事業狀況を會得せしむること。

(3) 町村役場學校青年團宗教團體其の他の諸團體との聯絡を一層密にし組合趣旨の宣傳徹底に努むること。

(4) 消費的購買組合にありては婦人部を設け組合事業と家事經濟との聯絡を密にすること。

(5) 青年訓練所の科目中に産業組合を挿入せしむる様努むること

(6) 事情の許すものには産業組合教育を受けしむる事。

(7) 其他地方に適切なる施設をなし組合精神の作興に努むること

東支發第五二號

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

産業組合中央會頭志村源太郎殿

客月二日府下八王子市に於て開催の本會主催第二回東京府産業組合大會に於て決議致し候事項に關し別紙の通り關係各省及勸業農工兩銀行當局に對し陳情致し置候條速に其の目的の貫徹せらるる様御助力相成度此段及御依頼候也

◎聯合會總代會開催

有限責任東京府信用購買組合聯合會は客臘二十二日府立商工獎勵館談話室に於て總代會を開催せり當日農林省よりは松本事務官東京府よりは梅原上

田兩主事其の他係官臨席聯合會側は東園會長東海林専務理事外役員全員出席總代は總數二十四組合中十九組合出席し午前十一時開會東園會長議長席に着き左記議案を議了し正午閉會せり。

議案第一號 大正十五年度財産目錄貸借對照表事業報告書剩餘金處分案承認ノ件(原案承認)

議案第二號 定款一部變更ノ件(原案可決)

議案第三號 役員退職給與金規定改正ノ件(原案可決)

議案第四號 加入金増口金決定ノ件(出資壹口ニ付キ金五圓ト決定ス)

議案第五號 大正十六年度借入金最高限度決定ノ件(金五百萬圓ト決定)

議案第六號 大正十六年度中一組合ニ貸付スヘキ最高限度決定ノ件(金三十萬圓ト決定)

議案第七號 取引銀行決定ノ件(株式會社日本勸業銀行株式會社三菱銀行ニ決定)

議案第八號 第一準備金第二準備特別積立金ヲ事業資金ニ融通ノ件(可決)

議案第九號 理事一名監事三名選舉ノ件

議長指名推薦ノ方法ニ依り選舉ノ結果左記ノ通り然リ當選セリ

理事 有限責任澁谷町共濟信購利組合理事

荒 文 雄

監事 同 東京醫師建築信購利組合理事

輕 部 修 伯

同 同 信用組合第一金庫理事

江 平 林 作

同 同 青梅織物信用組合理事

井 上 倉 吉

議案第十號 會長常務理事報酬ノ件(總年額ヲ六千圓トシ會長常務理事ニ對スル各給與額ハ理事者ニ一任スルコトニ決定)

議案第十一號 退任理事監事ニ慰勞金贈呈ノ件

(退職給與規程ニ基キ給與スルコトニ決定)

因に當日承認せられたる貸借對照表及損益計算書を掲記すれば左の如し。

議案第九號 理事一名監事三名選舉ノ件

有限責任 東京府信用購買組合聯合會

貸借對照表 (大正十五年未現在)

貸方		借方	
種目	金額	種目	金額
拂込未済出資金	一七二、七九九一二	出資	一、二五八、五〇〇〇〇
手形貸付金	二、六八五、三三四四五	第一準備金	四二、一二五五六
證書貸付金	八五〇、〇一八〇〇	第二準備金	一〇〇、〇〇〇〇〇
當座貸越金	八、一六五一一	特別積立金	六、九九七四六
中央金庫預ケ金	五、九八六七二	退職者給與基金	二、七〇六〇〇
銀行預ケ金	四一、一二九三三	拂戻未済持分	八、五二一一〇
振替貯金	二、三二七〇	借入金	一、二九六、五二八〇四
現價證券	三、八四八七	當座貯金	四六、二二二三七
有價證券	六一九、九八九五二	特別當座貯金	二、九八三九六
購買供託有價證券	二八、七七二二六	通知貯金	三七八、七七五一一
什器	七、五三九五	定期貯金	五四四、八九三六〇
圖書	一六八七六	別段貯金	五六三、三一六二
產業組合中央金庫出資金	一五、一〇〇〇〇	假受	一、五九八〇九
全國購買組合聯合會出資金	二、五〇〇〇〇	未拂込出資金	九、一七二七四

同上損益計算書

種目	金額	種目	金額
假拂金	六、五六九三六	全國購買組合聯合會未拂込出資金	一、四六二二五
未收貸付金利息	二五、二八五七〇	未拂貯金利息	六七、五七四〇四
未收當座貸越金利息	四一二七一	未拂借入金利息	一〇、二九〇五四
未收預ケ金利息	三、一二三〇四	未拂購買品代	四一、七二六五一
未收證券利息	八、〇四二三〇	未拂運賃	二、三〇三二九
未收賣却品代	一六、四〇五六九	未經過貸付金利息	一六、三六二九一
未收	七五〇〇〇	前年度繰越金	六三一五六
未經過借入金利息	八四三三〇	剩餘	九六、七〇七七八
計	四、四九九、五四六三五	計	四、四九九、五四六三五

種目	金額	種目	金額
手形貸付金利息	二一〇、一五四四九	貯入金利息	一〇一、五三四八五
證書貸付金利息	四四、一二九六一	借入金利息	六四、四五五八〇
當座貸越金利息	一、〇九九三九	理事報酬	四、三四九八〇
中央金庫預ケ金利息	四、四六〇三九	諸議費	一三、一九四〇〇
銀行預ケ金利息	一〇、三二二二三		一、五一七一六

振替貯金利息	四一三一	旅費	七九九五
證券利息	二四、八四六	訴訟費	四、〇〇二
中央金庫剩餘配當金	五八七〇	信所諸費	六五九〇
有價證券賣買益	三三二	料費	一三五五
有價證券償還益	一、〇四七	金料	七一六三
雜收	七一二	通運費	六三七二
購買利益	七、六五〇	印刷費	二八六八
	五三	消耗品費	一、一七四
		家賃	三、二二九
		保險料	一〇五四
		寄附金	七五〇〇
		會計報	三八五〇
		歩戻金	九二二九
		役員退職慰勞金	二、七五〇
		雜損費	一、五六六
		雜費	二五六〇
		所有物減價消却金	一、八一五
小計	三〇五、〇五二	購買部經費	四、〇三七
前年度繰越金	六三一五六	合計	二〇八、三四四
合計	三〇五、六八三		

差引剩餘金九萬七千參百參拾九圓參拾四錢也

◎聯合會長記念品贈呈經過報告

客年七月前聯合會長早川鐵治氏辭任せられ東園現會長就任せられたるに對し同月二十六日支會長及各郡市有志組合發起の下に上野靜養軒に於て之が歡送迎會を開催せし處なりしが席上偶々前聯合會長に對し寄附金を募集し記念品を贈呈し度しこの議出で滿場一致を以て可決せられ之が取纏め方支會に一任せられたるを以て本會は右歡送迎會發起人連名を以て直に寄附金募集の書面を發送せるに左記の通り夫々各組合より寄附申込ありたるを以て超えて十月十五日發起人總代澁谷町共濟信用購買利用組理事荒文雄氏並に本會橋本主事同道早川氏邸を訪問し左記感謝狀に目錄を添へ贈呈の手續を了したるに同氏は喜んで受領せられ厚く感謝の意を述べられたる後折返し右記念品料として贈呈したる金圓を本會事業資金として寄附せられたる旨申し出られたり本會は一應辭退せるも同氏の切なる申出なりしかは右寄附金の使途に就きては

何れ適當の機會に於て本會の機關に圖り決定する事とし取り敢ず受領する事とせり。

○寄附金收支計算書

入金
 一金貳百圓也 寄附金總額寄附組合名別紙ノ通り
 一金貳百圓也 記念品料トシテ現金ヲ以テ贈呈ス
 差引殘金ナシ
 右ノ通り

感謝狀

拜啓時下晩秋の候益々御多祥奉賀候陳者貴下本府聯合會長御就任中は公私御多端にも不拘會務の刷新と事業の發展とに對し多大の御盡力を辱ふし爲に震災に依り大打撃を蒙り一時前途を悲觀せられたる同會も今や整理は着々進捗せられ基礎漸く鞏固を加へ尙將來益々發展の狀況を呈せるは全く貴下御經營の宜しきを得たるの實にして會員一同深



支會記事

◎天機奉伺

客臘中大行天皇 御容態御大切に際し本會は同月 同月二十日府立商工獎勵館に於て役職員協議會開
二十二日會長名を以て府下産業組合員を代表し左 催の際出席者一同御平癒祈願の爲宮城及明治神宮
記の通り天機を奉伺せり尙東京市部組合に於ては に參拜せり。

聖上陛下 御容態御大切ノ趣恐懼ノ至リニ不堪候茲ニ本府産業組合員一同ヲ
代表シ謹而奉伺天機仕候宜敷御執奏被下度候

大正十五年十二月二十二日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

宮内大臣一木喜徳郎殿

◎産業組合役職員協議會概況

本府の産業組合の事業年度は大部分曆年なるを以
て何れも決算期に差迫りたるも従來決算の方法總
會開催の手續並に之に伴ふ官廳への届出又は報告
書等に間々不備遺漏のものありて遺憾尠からざり
しを以て之等諸事項の打合せ並に最近本府又は本
會に於て各組合を調査せる結果に基き組合經營並

に一般事務整理上遺憾と認めたる事項其の他本會
々務に就き種々打合せ又は協議の爲左記の通り各
郡市に於て産業組合役職員協議會を開催せり。本
府よりは中西、田口兩主事補、本會よりは橋本主
事、佐藤主事補出席組合側よりは各郡市共大多數
の組合より役職員一名以上出席左記各項に關し協
議し何れも即日閉會せり。

一、開催場所及日時

郡市名	開催月日	開催場所
東京市	十二月二十日	府立商工獎勵館談話室
荏原郡	同	大崎信用組合事務所
豊多摩郡	同	元豊多摩郡役所
北豊島郡	同	元北豊島郡役所
南葛飾郡	同	元南葛飾郡役所
西多摩郡	同	元西多摩郡役所
南多摩郡	同	元南多摩郡役所
北多摩郡	同	元北多摩郡役所

二、協議問題

- (一) 決算に關する注意事項の件
- (二) 總會開催に關する注意事項の件
- (三) 事業報告書作成に關する注意事項の件
- (四) 諸報告及届出に關する件
- (五) 組合經營並に一般事務整理上に關する注意事項の件

一般的注意事項

- (1) 經營の見込又は必要な事業を組合の目的事項となせるものあり。
- (2) 組合の區域外に居住せるものを組合に加入せしむるものあり。又は員外貸付、員外賣却、員外利用等をなすものあり。
- (3) 組合の事務所を表札を掲せざるものあり
- (4) 組合經營の事務及事業の一切を事務員に一任し理事は毫も省みざるものあり。
- (5) 監事は往々有名無實にして其の職責を全ふせざるものあり。
- (6) 理事が組合と契約する場合に於て監事組合を代表せざるものあり。又契約書の形式のみ

整ひ事實上監事が承認せるものと認め難きものあり。

- (7) 假勘定の内容不明なるもの又は内容穩當ならざるものあり。
- (8) 記帳を怠り、又は正確を缺き、爲に財務の現況明瞭を缺くものあり。
- (9) 所有物件の評價適當ならざるもの、又は減價償却を爲さざるもの若は減價償却の適當ならざるものあり。
- (10) 年度の中途に任意脱退を爲さしむるものあり。又法定脱退者の處理を怠るものあり。
- (11) 裕餘金及積立金の預け入先を決議せざるものあり。或は決議せるも預け入先の適當と認め難きものあり。
- (12) 現金の保管當を得ず、往々他の現金と混合するものあり。或は事業の分量に比し現金在高多きに過ぎるものあり。
- (13) 貸付又は手形割引の最高限度の決定に當り組合資金の状態を考慮せず一部分の組合員の資産又は必要程度を基礎として決定せるの結

果限度の高きに失するものあり。

- (14) 定款に規定なきに拘らず従たる事務所を設くるものあり。
- (15) 書類の整理亂雜に流るゝものあり又其の分類編綴適當ならざるものあり。
- 出資に關する事項
- (1) 出資の拂込に關し定款を遵守せざるものあり。
- (2) 加入申込書讓受讓渡豫告脱退等の整理不充分のものあり。
- (3) 法令を無視し口數減少を爲すものあり。
- (4) 出資の拂込を現金を以てせしめず公債手形等を以て爲さしめ又は貸付金に振替へるものあり。
- (5) 出資臺帳に依る拂込濟出資元帳と不符合のものあり。
- 損益に關する事項。
- (1) 中央金庫並に聯合會配當又は預金利子等往々に收入洩のものあり。
- (2) 支出に關する領收書なきものあり。

(3) 領收書の編綴整理不適當なるものあり。

- 總會に關する事項
 - (1) 總會の招集手續又は決議の方法が法令定款に違反せるものあり。
 - (2) 總會に附議せざるへからざる事項にして往々決議洩れのものあり。
 - (3) 決議録原本の備付を缺くものあり又決議録の不備なるものあり。
 - 其の他に關する事項
 - (1) 備品臺帳の備付及整理を缺くものあり
 - (2) 借入金金の割賦償還金中元金と利子を分離させるものあり。
 - (3) 預金通帳を個人名義とするものあり。
 - (4) 通帳殘高元帳と不符合のものあり。
 - (5) 市街地信用組合にして法第一條第四項の貯金を取扱ふに不拘拂戻準備金の管理をなさざるものあり。
 - (6) 元帳口座科目の設定妥當ならざるものあり
- 二、信用組合に關する事項。
- イ、貸付

- (1) 貸付金の回収を怠り資金の著しく固定せるものあり又は回収不能の貸付金を處分せざるものあり。
- (2) 定款に規定せるに不拘信用程度表を作製せざるものあり。
- (3) 役員若は一部組合員にのみ貸付金の偏するものあり。
- (4) 貸付最高限度を超過して貸付をなすものあり。
- (5) 貸付に際し用途調査の不充分なるものあり又は資金の用途不明のものあり。
- (6) 貸付最高限度を超過して資金の融通を受けんが爲家族又は他人名義を用ひ又は連帯債務或は保證債務の形式を採れるものあり。
- (7) 理事が多数組合員の保證人となり又は手形の裏書を爲すものあり。
- (8) 證書手形の形式又は契約の内容等不完全なるものあり。
- (9) 組合の存続時期を超過したる期限の貸付を爲すものあり。

- (10) 組合に印鑑簿を備付せざる爲印鑑の疑しきものあり。
- (11) 貸付利率の高率に失するものあり又は定款の規定に違反せるものあり。
- (12) 當座貸越契約高を超過せるものあり或は契約を締結せずして當座貸越をなすものあり。
- (13) 貸付臺帳の合計と證書金額（一部償還を除く）の合計とが元帳残高と不符合のものあり。
- (14) 貸付臺帳に於て貸付金利息の記入なきものあり又は収入月日の明瞭ならざるものあり。
- (15) 償還済にも不拘證書を還附せざるものあり。
- (16) 貸付金整理の理由を以て證書又は手形を組合事務所以外に持出す場合歸屬責任者の明かならざるものあり。

ロ、貯金

- (1) 貯金利率の高率に失するものあり。
- (2) 組合員、家族、團體、員外貯金等の區別明瞭ならざるものあり。
- (3) 貯金臺帳に依る合計と元帳残高と不符合のものあり。

- ものあり。
- (4) 貯金利息の元本繰入を定款の規定に違反せるものあり。
- (5) 貯金臺帳に於て利息の計算明かならざるものあり。
- (6) 積立貯金に對し未拂利息を計上せざるものあり。

三、事業組合に關する事項

- (1) 購買品残高棚卸勘定を爲さず單に帳尻を以て計上し又は其の見積價格の著しく妥當ならざるものあり。
- (2) 掛賣金の回収を怠り著しく多額に上れるものあり又は回収不能の未收金の處分を爲さざるものあり。
- (3) 物品受拂帳物品仕入帳物品賣却帳の備付を缺くものあり。
- (4) 購買品仕入賣却残高及未收未拂の内容等元帳残高と不符合のものあり。
- (5) 委託販賣品整理簿を備付せざるものあり。
- (6) 利用設備の管理不適當なるものあり。

- (8) 利用料の回収を怠り未收金の著しく多額に上れるものあり。
- (8) 利用帳を備付せざるものあり又は之が整理の不完全なるものあり。

六、産業組合記念日の施設事項に關する件。

- 今春制定せられたる産業組合記念日には各組合夫々適當なる事項を選定實行せられたる所なりしが明春は更に一層盛大に慶祝致し度ニ付各組合に於ては夫々地方に適切なる方法に依り實行せらるゝ際今より準備せられんことを望む。
- 春の記念日に全國組合の實行したる主なる事項(1)組合事務所及組合員各戸に組合旗及國旗の掲揚、(2)講演會の開催、(3)未加入者の加入勸誘及出資の増口、(4)各種記念貯金の實行、(5)善行者の表彰、(6)購買組合の廉賣デー、(7)組合青年團處女會等の聯合運動會、(8)假裝行列、(9)組合員一同氏神參拜、(10)産業組合婦人會の創立、(11)祝賀會の開催(茶話會宴會)等、(12)花火打上、(13)死亡組合員の追悼會、(14)小學校生徒

に産業組合の訓話依頼、(15)宣傳ポスター其他印刷物配布。

七、諸帳簿及傳票の實費供給に關する件。

本會は前年末に於て主要簿及傳票の實費配布を實行せるに成績比較的に良好にして本年も既に之が取扱方申込の向も尠からざるを以て今般文祥堂と特約し組合の使用する諸帳簿及傳票を實費供給すること、せり各組合に於ては必要のものあらば速に申込れんことを望む。

八、産業組合の趣旨普及講習會に關する件

本會は産業組合の趣旨を普く徹底せしむる目的を以て前年度より各組合の申込みに依り産業組合趣旨普及講習會を開催せるに出席者は

◎産業組合實務講習會概況

本會主催第二回産業組合實務講習會は既報の通り去る十月四日より十一月五日迄卅日間(但し日曜祭日を除き毎日午後六時より九時迄三時間)牛込區揚場町産業組合中央會事務所に於て開催せり。

講習生は當初四十名なりしも開始當日に至り特に簿記のみを選定し申込たるものありて計四十五名各自克く出席せられたるも三十日に亘る長時日なれば途中事情己み難き爲缺席せられたるもの等あり

りて講習期間を通じ八割即ち二十二日以上出席せられるもの拾六名にして之等に對して十一月五日講習終了後授與式を舉行し會長より夫々修了證書を授與せられたり因に講習生諸氏は晝間業務に服

し勞を慰すべき夜間克く連續聽講せられ眞摯なる努力に對し深く敬意を表すると共に講師諸賢の懇篤なる御教導を賜りたるは本會の感謝措く能はざる所にして茲に記し重ねて謝意を表す。

一、講習科目及講師名

科	目	日數	時間數	講 師 名
信用組合	の經營	三日	九時間	東京帝國大學教授農學博士 佐藤 寛次
購販利組合	の經營	三日	九時間	産業組合中央會主事 左子 清道
産業組合	簿記	七日	二二時間	産業組合中央會主事補 徳永一之丞
消費費組合	法規	二日	六時間	東京帝國大學教授 本位田 祥男
産業組合	關係法規	七日	二二時間	農林省事務官 周東 英雄
珠算	暗算	二日	六時間	農林省 屬 米澤 恒雄
中央金庫	業務	一日	三時間	産業組合中央金庫主事 恵 登代 磨
産業組合	健康診察	二日	四時間	東京府農林主事 梅原 寅之助
産業組合	保險	二日	四時間	東京支會主事 橋本 律二
産業組合	關係事項	二日	六時間	

二、修了者氏名

- 信利組合帝國金庫 書記 小菅 翁 助
- 東京信用組合 書記補 成合 千 穎
- 豊玉庶民信用組合 事務員 野瀬 三 郎
- 東京府信購組合聯合會主事補 齋藤 子三郎
- 日暮里信購組合 書記 松本 熊 吉

馬込村農會技手	堀越恒雄	相互建築信購利組合	新井秀夫
武藏野信用組合	書記 神谷一郎	淺草區役所書記	遠藤正義
信用組合巢鴨町金庫	二木相策		狩野謙也
飯戸町信用組合	書記 妹尾長太郎		鹽野慎平
逓信共済購買組合	書記 井戸又藏		佐藤正直
信用組合商業金庫	事務員 松井彌一郎		

◎産業組合理事者講習會概況

本府の島嶼に於ける産業組合は明治三十九年小笠原漁業生産販賣組合の設立を嚆矢とし爾來相次で各島に設立せられたるも不幸解散の悲運に陥れる組合尠からざるのみならず現存の組合亦成績の舉れるもの甚た少きを遺憾とし本會は夙に之が振興策につき考慮中なりしか今回之が第一着手として十一月十九日より同月二十三日迄五日間大島に於て理事者養成講習會を開催せり概況左の如し。

一、開催ノ場所 大島元村島廳内
 二、講習期間 大正十五年十一月十九日より五日間
 三、講習科目及講師名

講習科目	講師名
一、産業組合概論	東京府農林主事 梅原寅之助
一、産業組合の經營	同 氏
一、産業組合簿記	支會主事補 佐藤隆治
四、講習生出席の狀況	

講習生は當初の申込二十六名にして内十九名は連日出席何れも全科目を終了せり之等の講習生に對しては同月二十三日の講習終了後授與式を舉行し夫々へ修業證書を授與せり因に今回の講習會は出席者必すしも多しと云ふ能はさるも講習生は大島本島のみならず遠く新島神津島等より出席せられ終始極めて熱心に聴講せられ從來多く類例を見さ

る好成績を挙げ得たるは一に島廳の斡旋宜しきを他の熱誠とは必ずや將來同島に於ける産業組合得たる結果にして本會の感謝措く能はさる所にしこの面目を一新するに至るへきは信して疑はさる所て之等熱心なる講習生諸君の努力と横島支廳長其なり。

◎會員ノ加入

組名	事務所	加入年月日
有、同 榮 信 用 組 合	東京市芝區君塚町一四	大正十五年十一月十五日
同 西 巢 鴨 信 用 組 合	北豊島郡西巢鴨池袋八一六	同 年十二月十六日
同 中央ビルヂング利用組合	東京市麴町區有樂町一ノ三	同 年十二月二十日

榮 同 存 共

利 用

貸 付

貯 金

定期、通知、特別當座、別段、當座貯金
 證書貸付、手形貸付、當座貸越

有限責任東京府信用購買組合聯合會

丸ノ内ビルディング五階五三五號

電話 牛込 (五九二九番
 六一五六番
 振替口座東京 一〇六八四番

加 入

△未加入組合の御加入をお勧め致します
 △加入手續は簡單で御申込次第御通
 知致します



製 品 種 目

過 燐 酸 肥 料
 完 全 肥 料
 磷 酸 加 里 肥 料
 硫 酸 銨 肥 料
 晒 粉 荷 性 曹 達 砒 酸
 ハイドロサルハイト 硫化曹達
 鹽化石灰 鹽化滿俺 鹽化亞鉛
 硫酸苦土 清澄劑 硫酸合劑
 耐 酸 鐵 器 具 類

資本金參千五百萬圓

創立明治二十年



大日本人造肥料株式會社

東京市麴町區永樂町二丁目七番地

電話 特長 4592・6880・6813・6814・6815・6816・6817・當直用
 牛込 (長 6014・6015・6916・6917・6918・6919・3746・(7117)

大 阪 支 店

大 阪 市 東 區 高 橋 四 丁 目

下 關 市 西 南 部 十 八 丁 目

小 樽 市 色 內 七 丁 目

京 城 出 張 所

朝 鮮 京 城 府 南 門 二 丁 目

大和田工場
 岡山工場
 大阪側工場

小野田工場
 名古屋工場
 下關工場

王子工場
 函館工場
 小松川工場

七尾工場
 木下川工場
 木津川工場



(呈贈内案業營第次報御)

組合用洋式帳簿豫約販賣開始!

注文殺倒!!御申込はすぐ

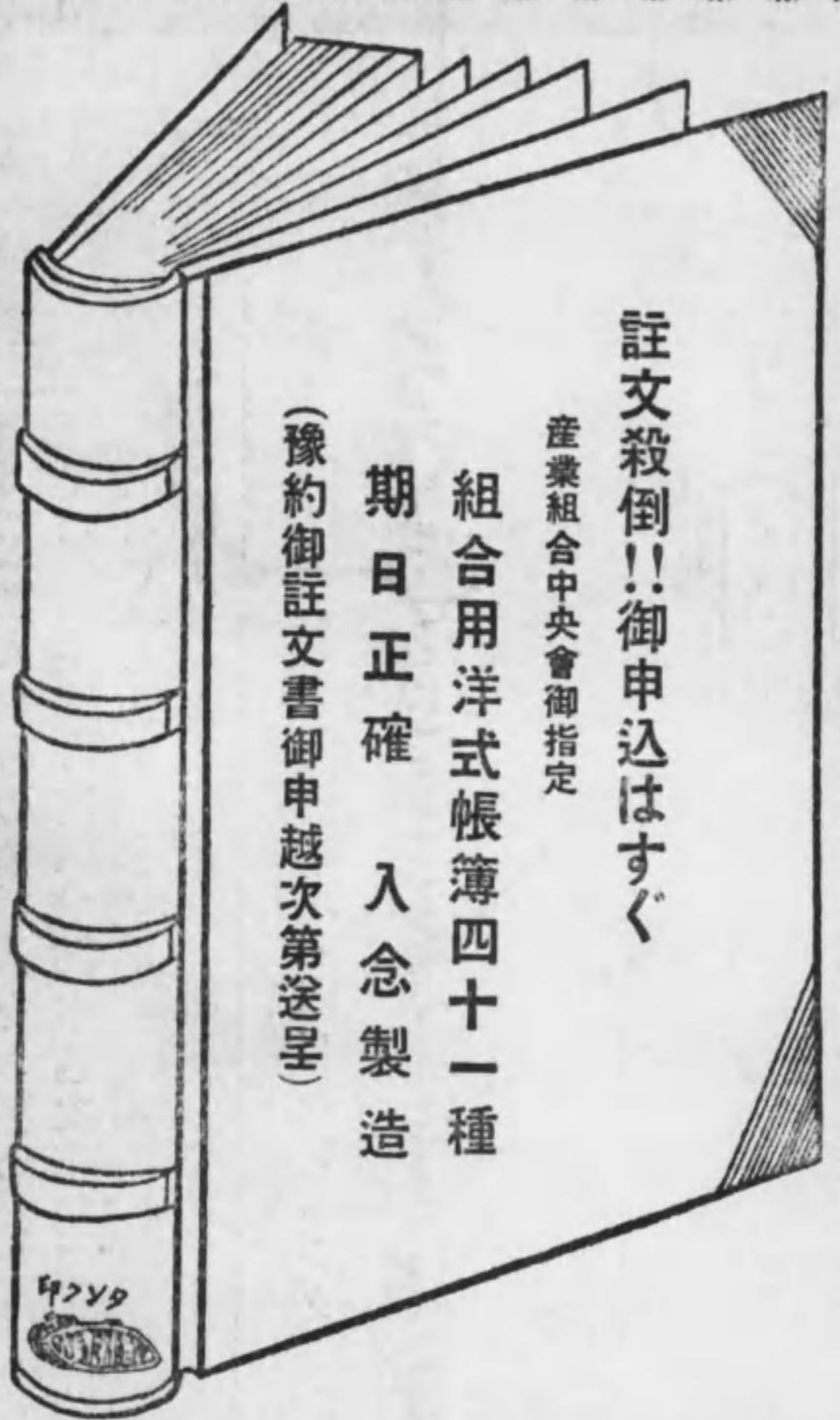
産業組合中央會御指定

組合用洋式帳簿四十一種

期日正確 入念製造

(豫約御注文書御申越次第送呈)

産業組合中央會洋式帳簿指定製造發賣元



東京市銀座錦屋町五番地



株式會社

文祥堂

振替東京壹七壹八四番

電話京橋一三六〇番・五〇七五番

電話京橋四七五二番・五〇七六番

銀座支店 銀座通新橋際 電話銀座七〇八二番

丸ノ内支店 丸ビル二階 電話牛込五七五一番

終